

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和5年8月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 市からの通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②事務提供ネットワークシステムへの妊娠届及び出生時の情報、乳幼児健康診査データの提供及び情報照会
③システムの名称	健康管理システム(母子保健) 宛名システム管理 統合用宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第56の2の項、第69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部すくすく子育て課
②所属長の役職名	すくすく子育て課課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 大和市役所 総務部総務課情報公関係 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県大和市鶴間1-31-7 大和市役所 こども部すくすく子育て課母子保健係 046-260-5609

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I. 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	変更前の記載が変わらず	助成事業事務の追記	事後	
平成28年6月24日	I. 5. 評価実施期間における担当部署①部署	こども部こども総務課	こども部すくすく子育て課	事後	
平成28年6月24日	I. 5. 評価実施期間における担当部署②所属長	山崎 晋平	こども部すくすく子育て課長 栗栖智恵	事後	
平成28年6月24日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課	神奈川県大和市下鶴間1-1-1 大和市役所 総務部総務課 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	総務部総務課	神奈川県大和市鶴間1-31-7 大和市役所 こども部すくすく子育て課 046-260-5609	事後	
平成29年7月10日	I. 5. 評価実施期間における担当部署②所属長	栗栖 智恵	こども部すくすく子育て課長 玉木 由子	事後	
平成30年7月18日	I. 5. 評価実施期間における担当部署②所属長	こども部すくすく子育て課長 玉木 由子	石田 美奈子	事後	
平成30年7月18日	II. 1. 対象人数 いつ時点での計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年7月18日	II. 2. 取扱者数 いつ時点での計数か	平成28年4月2日	平成30年4月2日	事後	
令和1年6月4日	II しいき値判断項目.1. 対象人数 いつ時点での計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	II しいき値判断項目.2. 取扱者数 いつ時点での計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	石田 美奈子	すくすく子育て課課長	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
令和1年6月4日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	情報公開担当	情報公開係	事後	
令和1年6月4日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	母子保健担当	母子保健係	事後	
令和1年12月13日	I. 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	変更前の記載は変わらず	事務提供ネットワークシステムヘッダー提供項目追加	事前	
令和1年12月13日	II しいき値判断項目.1. 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和1年12月13日	II しいき値判断項目.2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事前	
令和1年12月19日	I. 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	変更前の記載は変わらず	情報照会を追加	事前	
令和1年12月24日	I. 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	変更前の記載は変わらず	法的根拠を追加	事前	
令和3年6月4日	II しいき値判断項目.1. 対象人数 いつ時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月4日	II しいき値判断項目.2. 取扱者数 いつ時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月3日	II しいき値判断項目.1. 対象人数 いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月3日	II しいき値判断項目.2. 取扱者数 いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月13日	II しいき値判断項目.2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和5年4月13日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	